

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案	
規制の名称	ばい煙発生施設の規制規模要件緩和	
規制の区分	緩和	
担当部局	環境省水・大気環境局大気環境課	
評価実施時期	令和3（2021）年8月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）は、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的とし、工場及び事業場における事業活動に伴うばい煙等を規制している。</p> <p>今般、令和2年11月に内閣府に設置された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」による規制の点検において、事業者より、ボイラーについてはバイオマスを燃料とした場合に他の燃料と同出力であるにもかかわらず、政令において定める伝熱面積の要件により規制対象となりやすく公平でないこと等から、燃焼能力のみによる規制にすべきとの旨の要望がなされた。</p> <p>これを受け、環境省において、専門家等からなる「ばい煙発生施設影響評価検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、ばい煙発生施設のうちボイラーに係る規制規模要件について検討した結果、「伝熱面積の要件については無くすことが適当である」旨を結論とする「ばい煙発生施設影響評価検討会報告書」（以下「報告書」という。）が取りまとめられた。</p> <p>これらを踏まえ、法におけるボイラーの規制規模要件から伝熱面積を撤廃すること、また、これを内容とする改正政令を令和3年度上期に公布することが、規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）に盛り込まれた。</p> <p>また、バーナーを持たないボイラーについては、これまで伝熱面積に係る要件により規制対象の該当性が判断されていたところであるが、伝熱面積に係る要件が撤廃された場合、バーナーを持たないボイラーについては、バーナーを持つボイラーと同規模であるにもかかわらず規制対象外となることとなる。このことについて検討会において議論した結果、「当該規制規模要件についてはバーナーの有無に限らず『燃料の燃焼能力』とすべきと考えられる」旨、報告書に盛り込まれた。</p> <p>今回の改正は、これらの背景を踏まえ、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）の改正を行うものである。</p>	
想定される代替案	無し	
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合
遵守費用	<p>これまで伝熱面積のみで規制対象となっていた施設については、規制対象外となるため遵守費用は発生しない。</p> <p>また、バーナーを持たない施設であって燃料の燃焼能力によって新たに規制対象となる施設については、そのほ</p>	—

		とんどが現在でも伝熱面積の要件で規制を受けていると想定されるため、今回の改正に伴う新たな遵守費用は発生しない見込みである。	
	行政費用	全国の都道府県及び政令市等においては、地域の実情に応じた大気環境保全対策や条例改正等の検討が必要となると考えられるが、定量的な行政費用の評価は困難である。	—
直接的な効果（便益）の把握		—	—
副次的な影響及び波及的な影響の把握		全国の都道府県及び政令市等においては、地域の実情に応じた大気環境保全対策や条例改正等の検討が必要となると考えられる。	—
費用と効果（便益）の関係		—	
その他の関連事項		<p>当該規制案については、専門家等から構成される「ばい煙発生施設影響評価検討会」においてばい煙発生施設のうちボイラーに係る規模要件について検討した結果がまとめられた「ばい煙発生施設影響評価検討会報告書（令和3年3月30日）」に基づいて検討している。</p> <p>また、改正政令を令和3年度上期に公布することが、規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）に盛り込まれている。</p>	
事後評価の実施時期等		当該規制については、施行から5年後に事後評価を実施する。	
備考			